

公益財団法人 浦上奨学会
奨学金貸与規程（貸与奨学生用）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、公益財団法人浦上奨学会（以下「本会」という）が行う奨学・助成事業に関し、必要な事項を定める。

（奨学生の資格）

第2条 本会の奨学生となる者は大学もしくは大学院に在学し、心身とも健康で、学業成績が優秀であって、学費などの援助を必要とする者とする。資格の詳細については募集要項に定める。

（奨学生の種類）

第3条 奨学生の種類は次に掲げる者とする。

- (1) 大学（4年課程）に在学する者
- (2) 大学院（修士課程もしくは博士課程前期または後期）に在学する者

（奨学金の額および貸与期間）

第4条 前条の奨学生に対しては、次のいずれかの額を、正規の最短修業期間中、奨学金として貸与する。

月額 50,000 円、60,000 円、70,000 円、80,000 円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（奨学生願書および奨学生推薦書の提出）

第5条 第3条の奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学金貸与願書に、出身大学長または在学大学長の推薦書、学業成績証明書、所得証明書、その他本会が必要とする書類を添えて、本会に提出するものとする。

2. 連帯保証人は、本人が未成年者の場合はその親権者または後見人、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

（奨学生の採用）

第6条 奨学金を受ける者の選考は、定款第56条の規定にもとづき定める選考委員会の選考を経て理事会で決定し、その結果は推薦者を経て本人に通知する。

（奨学金の交付）

第7条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2カ月分以上を合わせ、または一括して交付することができる。

2. 奨学金の交付は、直接本人に送金して行う。

（学業成績の報告）

第8条 第3条の奨学生は、要請があった場合には学業成績表を提出しなければならない。

（異動届け出）

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、ただちに届け出なければならない。

- (1) 留年、休学、復学、転学もしくは退学したとき

- (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 最短修業年限で卒業する見込みがなくなったとき
 - (4) 連帯保証人を変更したとき
 - (5) 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
2. 奨学生が最短修業年限を経過した時は、卒業報告書を提出し、進路および新住所等を届け出なければならない。

(奨学金の休止または停止)

第 10 条 奨学生が休学もしくは長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業または行動などの状況により、指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者について、その事由が止んだときは、奨学金の交付を復活することができる。

この場合、復活の願い出は在学大学長を経て本会に対して行うものとする。

(奨学金の中止)

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の交付を中止する。この場合、在学大学長の意見を徴しなければならない。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学する大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

この場合の申し出は、第 9 条第 1 項の規定に準じて行うものとする。

(奨学金借用証明の提出)

第 14 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸与を受けた奨学金の全額（最短修業年限で卒業した場合は貸与額の半額）について奨学金借用証明を作成し、連帯保証人と連署のうえただちに提出しなければならない。

- (1) 卒業または奨学金貸与期間が満了したとき
- (2) 第 12 条の規定により奨学金の交付を中止されたとき
- (3) 退学したとき
- (4) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第 15 条 奨学金の貸与は無利息とする。

第 3 章 奨学金の返還および返還猶予

(奨学金の返還)

第 16 条 奨学生が第 14 条各号のいずれかに該当するとき、貸与が終了した月の翌月から起算して 7 カ月を経過した後、15 年以内に貸与された奨学金の全額（最短修業年限で卒業した場合は貸与額の半額）を返還しなければならない。

2. 前項の奨学金の返還は年賦の方法によらなければならない。

ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができる。

3. 前2項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した奨学金の全部または一部につき繰り上げ償還させることができる。
 - (1) 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - (2) いつわりの申請その他不正な手段によって貸与を受けたとき
 - (3) 返還の支払いを怠ったとき

(返還の猶予)

第17条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予する。

- (1) 災害により損害をこうむったため返還が困難になったとき
 - (2) 傷病により返還が困難になったとき
 - (3) 大学、大学院、またはこれと同程度の学校に在学するとき
 - (4) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
2. 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号のいずれかに該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときには、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第4号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願い出)

第18条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することができる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第19条 奨学金の返還猶予の願い出があったときは、理事会において審査決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学生であった者の届け出)

- 第20条 奨学生が第14条各号のいずれかに該当するときは、すみやかにその住所および職業を届け出なければならない。
2. 奨学生であった者が、大学、大学院もしくはこれらと同程度の学校に入学したときは、在学証明書またはこれらの事実を証する書類を添えて、ただちに届け出なければならない。
 3. 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に、氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。
 4. 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、またはそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

(死亡の届け出)

- 第21条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて在学大学長を経てただちに死亡届を提出しなければならない。
2. 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第22条 奨学金返還免除の願い出があった場合は理事会に諮り、返還すべき奨学金の一部または全部の返還を免除することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、奨学生が最短修業年限で卒業した場合は、貸与された奨学金の半額の返還を免除する。

第5章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第23条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応じた適切な指導を行うものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第24条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、財団法人浦上奨学会寄付行為施行の日から施行するものとする。

制定 昭和45年3月16日

附則

この規程の変更部分は、財団法人浦上奨学会寄付行為の一部変更の認可の日から施行する。

変更 昭和48年3月22日

変更 平成8年9月3日

変更 平成17年3月30日

附則

この規程の変更部分は、財団法人浦上奨学会理事会および評議員会での議決の日から施行する。

変更 昭和54年5月31日

変更 昭和58年2月21日

変更 昭和59年4月1日

変更 平成8年5月24日

附則

この規程の変更部分は、公益財団法人移行登記の日から施行する。

変更 平成24年4月1日

附則

この規程の変更部分は、平成27年度採用の奨学生から適用する。

変更 平成26年6月23日